

第 7 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会会議録

平成21年6月30日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第7回 高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員の辞職許可の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
第1号議案の上程及び採決	5
副広域連合長の紹介	6
広域連合長の提案理由説明	7
第2号議案の上程	8
事務局長の議案概要説明	9
第2号議案の質疑、討論、採決	9
第3号議案及び第4号議案の一括上程	10
事務局長の議案概要説明	10
第3号議案及び第4号議案の一括質疑、討論、採決	11
第5号議案の上程	12
事務局長の議案概要説明	12
第5号議案の質疑、討論、採決	12
広域連合長の閉会あいさつ	13
閉会の宣告	14
資料	
議案の送付について（第1号議案から第5号議案まで）	15
議決一覧	16

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成21年6月高知県後期高齢者医療広域連合議会第7回臨時会を次のとおり招集する。

平成21年6月16日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成21年6月30日
午前10時30分
- 2 場 所 高知市本町5丁目3-20
高知共済会館
3階大ホール 「金鷄」

議 員 席 次

- | | | | | | |
|-----|---------|----|---------|----|---------|
| 1番 | 板原 啓文 君 | 2番 | 前田 哲生 君 | 3番 | 柴岡 邦男 君 |
| 4番 | 岡崎洋一郎 君 | 5番 | 中澤 愛水 君 | 6番 | 仲田 強 君 |
| 7番 | 和田 賢二 君 | 8番 | 大石 哲雄 君 | 9番 | 松本 正 君 |
| 10番 | 有澤 明男 君 | | | | |
-

議事日程

平成 21年 6 月 30日 午前 10時 30分開議

- 第 1 新議員の議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 5 提出議案の提案理由説明
- 第 6 第 2 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 7 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
第 4 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 第 5 号議案 平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案

出席議員

1 番 板原 啓文 君 2 番 前田 哲生 君 3 番 柴岡 邦男 君
4 番 岡崎洋一郎 君 7 番 和田 賢二 君 8 番 大石 哲雄 君
9 番 松本 正 君 10 番 有澤 明男 君

欠席議員

5 番 中澤 愛水 君 6 番 仲田 強 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 吉岡 珍正 君 笹岡 豊徳 君
代表監査委員 本 雅史 君
事務局長 清田 浩嗣 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 瀧 祐藏 君
書記 中澤 良夫 君 林 秀樹 君 山本 美佐 君
 廣瀬 忍 君 坂本 麻里 君

広域連合事務局職員出席者

課長補佐 西岡佐智子 君
主 幹 濱田 美穂 君
主 事 中嶋 一允 君

開会の宣告

議長（岡崎洋一郎君） それでは、ただいまより、平成 21年高知県後期高齢者医療広域連合議会第 7 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

午前 10時 30分 開会

欠席議員の報告

議長（岡崎洋一郎君） 中澤愛水議員及び仲田強議員から本日欠席の届がありましたので、ご報告をいたします。

なお、松本正議員は、交通事情で 10分ほど遅れますので、この件もあわせてご報告をさせていただきます。

議員の辞職許可の報告

議長（岡崎洋一郎君） 本年 3 月 5 日に今西芳彦議員、また 3 月 10 日に上治堂司議員から、それぞれ一身上の都合により、3 月 31 日をもって議員を辞職するとの願いが提出をされましたので、地方自治法第 126 条の規定により、これを許可しましたことをご報告をいたします。

議事日程の報告

議長（岡崎洋一郎君） これからの議事は、ただいま、お手元に配布しております議事日程によりまして進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

新議員の議席の指定

議長（岡崎洋一郎君） これより、日程に入ります。まず、日程の第 1、新議員の議席の指定を行います。このたび、3 名の方が新たに当広域連合議会の議員となられております。まず、町村長区分の議員として、5 月 13 日に四万十町の前田哲生町長と大月町の柴岡邦男町長が当選され、また澤田五十六議員の任期満了に伴いまして、市長区分の議員として、6 月 11 日に土佐市の板原啓文市長が当選をされております。

会議規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、板原啓文議員の議席は議席番号 1 番に、

前田哲生議員の議席は議席番号 2 番に、柴岡邦男議員の議席は議席番号 3 番に指定をいたします。

会議録署名議員の指名

議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。会議録署名議員は、7 番の和田賢二議員、8 番の大石哲雄議員のお二人の方をお願いをいたします。

会期の決定

議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第 3、会期の決定につきまして、会議規則第 4 条の規定によりお諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 6 月 30 日の 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認め、本日 1 日と決定をいたしました。

第 1 号議案の審議の宣告及び採決

議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第 4、第 1 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

本議題は、6 月 7 日に西村伸一郎氏の副広域連合長としての任期が満了したことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うものであります。書記の朗読は、省略をさせていただきます。

副広域連合長につきましては、笹岡豊徳須崎市長を選任することに、同意を求めらるものであります。

それでは、お諮りをいたします。第 1 号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これより第 1 号議案を採決いたします。第 1 号議案については、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第1号議案は、原案に同意することに決定をいたしました。

午前10時37分

休憩の宣告

議長（岡崎洋一郎君） それでは暫時、休憩をいたします。

午前10時38分

再開の宣告

議長（岡崎洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副広域連合長の紹介

議長（岡崎洋一郎君） それでは、本年2月の当広域連合議会第6回定例会において選任されました吉岡珍正副広域連合長と、只今選任されました笹岡豊徳副広域連合長には、順次ごあいさつをお願いいたします。

副広域連合長（吉岡珍正君） 一言、ごあいさつを申し上げます。吉岡でございます。本年2月の当広域連合議会で皆様方の御同意をいただきまして、高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任されました。誠に光栄でございますが、緊張もしております。また、職責の重さに身の引き締まる思いがしているところであります。私も広域連合に加入する自治体の長といたしまして、当医療制度に関係してまいりましたけれども、この制度の運営にこの度、携わることとなりまして、今後、副広域連合長といたしまして岡崎連合長を助けまして、最大の努力をしてみたいというふうに思っております。何とか無事に職責を全うしたいと思っておりますので、どうか皆様方におかれまして、今以上にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

副広域連合長（笹岡豊徳君） 先ほど、選任の同意をいただきました、副広域連合長に就任いたすことになりました笹岡でございます。一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。後期高齢者医療制度が始まりまして2年目に入りますけれども、今後においても制度見直しの検討が続けられるという重要な時期に、副広域連合長に就任することにつきましては、その責任の重さを痛感しております。微力でございますけれども、吉岡副広域連合長と共に、岡崎広域連合長を補佐し、当広域連合の円滑、適正な運営に寄与できるよう、取り組んでまいる所存であり

ます。議員の皆様方におかれましては、よろしくご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますけれども就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。失礼いたしました。

議長（岡崎洋一郎君） 以上、副広域連合長のごあいさつをいただき、ありがとうございました。

広域連合長の提案理由説明

議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより日程の第5、提出議案の提案理由の説明に入ります。第2号議案から第5号議案までを一括議題といたします。広域連合長から提案理由の説明を求めます。

〔広域連合長挙手〕

議長（岡崎洋一郎君） 連合長。岡崎広域連合長。

広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、第7回高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、開始後2年目を迎えております後期高齢者医療制度の状況等につきまして、国の動向等を含めまして申し上げます。

昨年4月に制度が開始された後に、国におきましては度々見直しの措置が講じられており、平成21年度の見直し措置につきましては、すでに本年2月に開催いたしました当広域連合議会第6回定例会でお諮りし、ご承認をいただいているところであります。

そうした中で、平成21年度が始まって間もない本年4月3日には、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームから、昨年9月に設置された「高齢者医療制度に関する検討会」での検討内容等も踏まえた、「高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方」が示されました。

この基本的考え方におきましては、高齢者の方々の様々な思いに配慮するとともに、すべての世代の納得と共感がより得られるものとなるように、法律に規定する5年後の見直しを前倒しして、より良い制度への抜本的な改善・見直しを図ることとされています。

今後におきましては、引き続き高齢者の方々をはじめ幅広く国民のご意見を聞きながら、

- (1)費用負担のあり方
- (2)年齢のみによる区分のあり方
- (3)高齢者の方々の保険料等

などの内容や、その他の事項も含めまして更に具体的な検討を行い、着実に見直しを進めていくこととされており、本年4月27日には、これらの項目の中の保険料につきまして、新たな見直し措置が講じられることとなっています。

その新たな見直しの内容につきましては、保険料の被保険者均等割が平成21年度に7割軽減となられる方々には、平成20年度に引き続き8.5割の軽減を行うこととされており、このための財源措置が国の平成21年度の補正予算に組み込まれまして、本年5月29日に成立したことにより、今般、関連します議案につきましてご審議を賜ることとしております。

今後も、国におきましては、さらに制度の見直しを進めていくこととされておりますので、被保険者をはじめとします方々にご迷惑がかからないよう、十分に御理解をいただける手立てをとってまいることが、私どもに与えられている重要な役割でありますので、今後とも、わかりやすい広報事業への取組みに留意してまいります。

以下、今回お諮り申し上げます議案について御説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、予算議案1件、条例議案2件、その他の議案1件です。

はじめに、予算議案について申し上げます。

第2号議案の平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、国におきます平成21年度補正予算の成立を受けまして、昨年度に引き続き21年度におきましても実施することとなりました保険料軽減の財源に充てるため、国からの円滑運営臨時特例交付金を増額補正し、財源調整を行ったものでありまして、補正後の予算規模は当初予算比で1億6,795万8千円増の1,222億5,771万1千円となっております。

次に、条例議案につきまして御説明いたします。

第3号議案の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、被保険者均等割額が7割軽減となられる方々を21年度においても8.5割の軽減とする特例措置につきまして、条例改正するものです。

第4号議案の後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案につきましては、21年度の保険料軽減措置に対応するための国からの臨時特例交付金につきまして、関係する条例を改正するものです。

次に、その他の議案につきまして御説明いたします。

第5号議案の平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案につきましては、国からの支出金等の額の確定等に伴い連合長が専決処分を行ったため、御承認を求めるものでございます。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、適切な御決定をお願いいたします。以上でございます。

第2号議案の審議の宣告

議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。続きまして、日程の第6、第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議をいたします。書記の朗読は、省略をさせていただきます。

事務局長の議案概要説明

議長（岡崎洋一郎君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局長は、着席のまま説明をお願いします。事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） それでは第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。お手元の議案及び説明書の3ページをお開きください。

今回の補正予算は、主に政府・与党が4月に決定した経済危機対策の中で、高齢者医療の安定的な運営を確保するための保険料軽減の特例措置に対応するために必要な額を補正するものですが、第1条のとおり歳入歳出それぞれ1億6,795万8千円を追加し、総額は1,222億5,771万1千円でございます。

9ページをお開きください。まず、歳入ですが、1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、2目、保険料負担金については、平成21年度に被保険者均等割額が7割軽減となる方は、引き続き8.5割軽減となること、また特別高額医療費共同事業の拠出金分が国から補助されることとなったことから、合わせて1億7,805万8千円を減額しております。

10ページをお開きください。2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、保険料で賄うべき部分を、特別高額医療費共同事業としまして、全国の広域連合が共同で負担することにより財政調整が行われますが、広域連合が負担する拠出金が国から補助されることになったことから、1,010万円を計上しております。

3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、今回の制度の見直しにかかる費用が全額交付金として補助されますことから1億6,795万8千円を計上しておりまして、全額臨時特例基金に積立てることとしております。また、保険料の軽減措置に係る経費の財源に充てるために、11ページの臨時特例基金繰入金としまして、同額を基金から繰り入れることとしております。

12ページをお開きください。次に歳出ですが、4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、保険料で負担しようとしていた分とそれを補填する国の補助金との間で財源の振替をしております。以上でございます。

第2号議案の質疑、討論、採決

議長（岡崎洋一郎君） それでは、ただいまの清田事務局長の説明に対しまして、

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） 質疑なしという声がございますが、特にございませんか。はい、それでは質疑なしと認めまして、質疑は終了をいたします。続きまして討論を願いたいと思います。第2号議案についての討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますので、討論は終了いたします。

これより第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決をいたします。第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

第3号議案及び第4号議案の一括審議の宣告

議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第7、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案及び第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の2議案は、関連がございますので、一括して審議をすることといたします。書記の朗読は、省略をいたします。

事務局長の議案概要説明

議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。清田事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） 第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。議案及び説明書の15ページをお開きください。

今回の条例改正は、高齢者医療の安定的な運営を確保するための後期高齢者医療制度の見直しのうち、平成21年度における保険料の軽減の特例措置について附

則第 13条を追加するものです。附則第 13条については、平成 21年度において被保険者均等割額が 7 割軽減される被保険者の方は、8.5割軽減とすることを規定しております。平成 20年度において被保険者均等割額の 7 割軽減に該当する方は一律 8.5割軽減となっておりますが、平成 21年度においてもこの措置が継続されることとなります。また、この保険料の軽減は、平成 21年度のみに対応となりますので、附則で規定しております。

続きまして、第 4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

16 ページをお開きください。今回の条例改正は、第 6 条に第 6 項を追加するもので、第 6 項では、臨時特例基金を処分して財源に充てることのできる経費として、被保険者均等割額が 7 割軽減されている被保険者の方に係る均等割額の減額を規定しております。以上でございます。

第 3 号議案及び第 4 号議案の一括質疑、討論、採決

議長（岡崎洋一郎君） ただいま説明がありました、第 3 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案、及び第 4 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の 2 議案に対して質疑を行います。質問はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） 質問ないようでございますので、この 2 議案について、一括して討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。討論がないようでございますので、討論を終了いたします。これより第 3 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案、及び第 4 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の 2 議案を、一括して採決をいたします。第 3 号議案及び第 4 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第 3 号議案及び第 4 号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

第5号議案の審議の宣告

議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第8、第5号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案を審議いたします。書記の朗読は、省略をさせていただきます。

事務局長の議案概要説明

議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。清田事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） 第5号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算の専決処分の承認議案について御説明いたします。

議案及び説明書の17ページをお開きください。この専決処分は、第2号議案でご説明しましたように、特別高額医療費共同事業の拠出金が、全額国から補助されることになりましたが、2月定例会の後、3月になりまして拠出金の額が確定し、補助の内容が明らかになったこと、また、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が、申請額より大幅に増額となったことから、行ったものでございます。

歳入歳出の総額は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ3億468万7千円を追加して、それぞれ1,021億1,213万7千円となっております。

23ページをお開きください。まず歳入ですが、1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、2目、保険料負担金は、歳出の特別高額医療費共同事業拠出金が、全額国から補助されますことから、654万2千円の減額となっております。

24ページをお開きください。2款、国庫支出金、2項、国庫補助金のうち、4目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、平成21年度の特別対策の保険料の軽減や広報経費などに充てるものですが、交付額が3億422万円の増額となっております。また、5目、特別高額医療費共同事業費補助金は、新たに700万9千円を計上しております。

次に歳出ですが、25ページの4款、1項、1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、額の確定に伴いまして不足が生じたので、46万7千円の増額となっております。以上でございます。

第5号議案の質疑、討論、採決

議長（岡崎洋一郎君） それではこれより、質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） ないようでございますので、質疑を終了いたします。続きまして、第5号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（岡崎洋一郎君） 討論もございませんので、討論は終了をいたします。これより第5号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案を採決をいたします。第5号議案について、専決処分を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第5号議案については、専決処分を承認することに決定をいたしました。

広域連合長の閉会あいさつ

議長（岡崎洋一郎君） 以上をもちまして、本臨時議会の議事はすべて終了をいたしました。

〔広域連合長挙手〕

議長（岡崎洋一郎君） 岡崎広域連合長。

広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、それぞれの6月議会定例会とも重なります、そのお忙しい時期の中で、お集まりをいただきまして、御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、この場をお借りいたしますが、当広域連合議会の議員として議会や当後期高齢者医療制度の創成期に大変なご指導賜りました、本年3月までの間、ご指導を賜ってまいりました今西芳彦様及び上治堂司様、そして本年5月までの間、御指導を賜ってまいりました澤田五十六様に心から感謝を申し上げます。

また、本年6月7日をもちまして任期を終えられました前副広域連合長の西村伸一郎様には、当広域連合の運営におきまして多大なるご尽力を賜り、連合長を支えていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

さて、御案内のとおり、当制度は施行後2年目に入っているところでございますが、引き続き見直しが行われることとなっております。私どもとしましては、

これまでの見直しによりまして、被保険者の方々の間では制度が、一定定着しつつあるものと考えているところでございます。

しかしながら、現在も制度のあり方の検討が続けられておりますので、その動向に十分注意をしながら、被保険者をはじめとします関係者の皆様方に今後とも御理解いただく手立てをとってまいらなければならないと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続きの御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方の益々の御健勝を御祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉会の宣告

議長（岡崎洋一郎君） どうもありがとうございました。大変足元の悪い中を、お集まりをいただき、第7回の議会の、臨時議会の議事運営に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成 21年高知県後期高齢者医療広域連合議会第7回臨時会を閉会をいたします。

午前 11時3分 閉会

資 料

21高後広第 309-2号
平成 21年 6月 16日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成 21年 6月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 7回臨時会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 2号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 5号議案 平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案

平成 21年 6 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 7 回臨時会 議決一覧

広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	平成 21年 6 月 30日	同 意
第 2 号議案	平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	平成 21年 6 月 30日	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 21年 6 月 30日	原案可決
第 4 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	平成 21年 6 月 30日	原案可決
第 5 号議案	平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案	平成 21年 6 月 30日	承 認

地方自治法第 292条において準用する同法第 123条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員